令和６年(2024年)４月

保護者 様

鎌倉市教育委員会

学務課給食担当

給食の停止手続きについて

**１　制度の概要**

給食を停止する場合は、事前に必要書類を学校へ提出することで、給食費を減額することができます。

なお、給食申込書で「給食を申し込みません」と申し出た方は、この書類の提出は不要です。

**２　手続方法**

　　「学校給食の停止等に関する届出書」を鎌倉市ホームページからダウンロード又は学校で受け取り、必要事項を記入の上、学校に提出してください。

**３　学校給食費の減額について**

学校受付日（事前届出の場合は停止日）以降が給食費減額の対象となります。引落し金額を減額することで精算します（３月から停止する場合は、減額分を口座に返金します。）。

なお、1か月の中で１日も給食を食べない場合、当該月の給食費は徴収しません。

**４　給食を再開する場合**

「学校給食の停止等に関する届出書」を学校に提出してください。

なお、届け出た給食再開日より前に、給食を受けていた場合は、その分の給食費も徴収します。

お問合せ窓口

〇鎌倉市小学校給食コールセンター（株式会社フューチャーイン）

電話番号：**052-732-8260**　受付時間9時00分～17時00分（土・日曜、祝日を除く）

〇メールフォーム（株式会社フューチャーイン）

kamakura-sho-gakko-info@futureinn.co.jp

〇鎌倉市教育委員会教育文化財部学務課給食担当

電話番号：0467-61-3804　受付時間9時00分～17時00分（土・日曜、祝日を除く）